

令和4年（行ウ）第182号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告



被告 国（処分行政庁 外務大臣、法務大臣）

準備書面（4）

2023年12月22日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

原告代理人

弁護士 近 藤 博 徳

弁護士 椎 名 基 晴

弁護士 仲 晃 生

弁護士 仲 尾 育 哉

第1 請求の趣旨について

原告は、予備的請求のうち、第6項（原告が2018年11月5日に世田谷区役所で行った国籍喪失届の受理の義務付け）及び第8項（原告に対する永住者または定住者のいずれかの在留資格の付与の義務付け）を取り下げたことに伴い、それらの前提となる無効確認請求、すなわち請求の趣旨の第5項及び第7項も取り下げる。

第2 予備的請求の趣旨第9項に関する請求原因事実の整理

原告が、原告準備書面（3）19頁において予備的請求の趣旨第9項の「国家賠償に関する新たな請求原因事実として、被告による制度設計の瑕疵を追加する」としたことについて、裁判所から、第4回口頭弁論期日において、ここでいう制度設計の瑕疵は法務大臣が法定外の要件を定めた等とする原告の従前の主張と重なり合う（オーバーラップする）のではないかとの指摘があった。この指摘をふまえて検討した主張内容を整理すると、以下のとおりとなる。

予備的請求の趣旨第9項の国家賠償請求権を発生させる直接的な事実とは、

- ① 法務大臣が原告による適法な国籍喪失届を不受理としたこと。
- ② 法務大臣が所管する出入国管理庁（当時）が原告による適法な在留資格の申請を不受理としたこと。

である（訴状第25章、286～288頁）。

そして、①の不受理処分を生じさせた間接的事実として、

- (i) 法務大臣が国籍喪失届受理の要件として戸籍法が課していない要件（外国国籍を志望取得した年月日が記載されている書面の添付）を定めたこと（法律の委任の範囲の逸脱）。

(ii) もし法務大臣が(i)の要件を定めていないのであれば、法務大臣が、地方自治体が国籍喪失届受理の要件として戸籍法が課していない(i)の要件を課するという権限逸脱行為を防止するために適切な措置をとっていなかったこと。

がある(原告準備書面(2)4～5頁)。

また、②の不受理処分を生じさせた間接的事実として、

(iii) 外国においては当該国の国籍を志望取得したことの証明書が発行されなかったり発行されても容易に入手できなかったりする場合は皆無とはいえないため、外国国籍を志望取得したことが客観的事実から明らかであり外国国籍を志望取得したことを本人が認めているにもかかわらず、「国籍喪失を証すべき書面」(戸籍法103条2項柱書)が添付できず国籍喪失届が受理されない場合が生じうるが、法務大臣が、このような状況に置かれた元日本人に対して在留資格を付与する制度を設けていないこと。

がある。

この(i)ないし(iii)は、法務大臣による制度設計の不備または瑕疵を基礎づける事実、換言すれば法務大臣が適切な制度設計を怠った不作為の事実である。

このように、原告準備書面(3)で挙げた「制度設計の瑕疵」は、裁判所の指摘のとおり、従前の主張である(i)及び(ii)と重なり合う(オーバーラップする)とともに、従前の主張では明確に具体化されていなかった(iii)を含む。

したがって、原告準備書面(3)において「国家賠償に関する新たな請求原因事実として、被告による制度設計の瑕疵を追加する」とした表現は正確ではなく、「国家賠償に関する請求原因事実に関係するものとして、被告による制度設計の瑕疵があることを指摘する」と表現するのが正確であった。原告は、原告準備書面(3)の前記表現を左記のとおり訂正する。

以上